

生鮮食品流通新時代

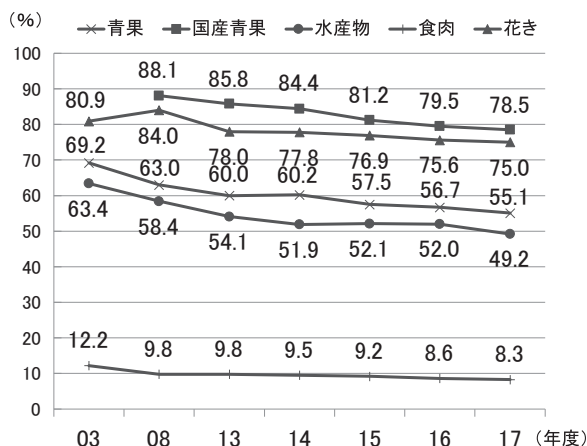
青果、鮮魚などの生鮮食品は、全国の生産者から、その流通の基幹的インフラである卸売市場を通じて、スーパーや飲食店に卸されている。日本には2019年3月末現在、64の中央卸売市場と、1,025の地方卸売市場が整備されており、多種・大量の物品の効率的かつ継続的な集荷・分荷、公正で透明性の高い価格形成など重要な機能を果たしている。

しかし、近年ではネット通販、大型の業務筋による産直・契約取引、輸入水産物取引の増加などにより、卸売市場を通さない市場外取引が徐々に拡大してきている。卸売市場経由率を見て

みると、青果は03年度の69.2%から17年度には55.1%に、水産物は03年度の63.4%から17年度には49.2%まで共に約14ポイント減少している。(図表1参照)

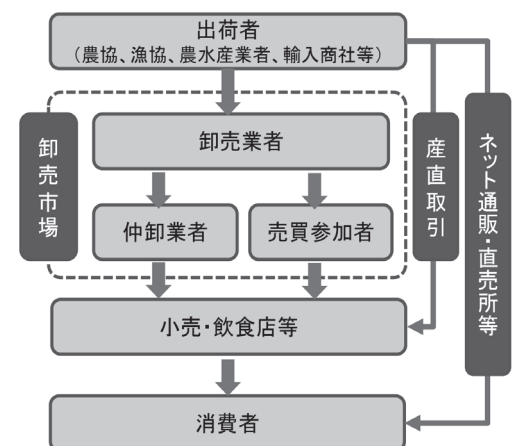
そんな中、昨年6月改正卸売市場法が施行された。これによりこれまで卸売市場が果たしてきた集荷・分荷、価格形成、代金決済等の調整機能は堅持されるものの、生産者の所得を向上させ、消費者ニーズに的確に responding していくために、新たな需要の開拓や付加価値の向上につながる食品流通構造を確立していくための改正がなされた。特に大きな変更点は以下の通りである。

■図表1 卸売市場経由率の推移推計 (重量)



出典：図表1・2とも農林水産省 令和元年度 卸売市場データ集より作成

■図表2 生鮮食品流通の概要



①第三者への販売禁止の廃止

卸売業者が集荷した生鮮食品を、市場内の仲卸業者や売買参加者以外にも販売可能に

②直荷引き禁止の廃止

従来原則禁止されていた、市場内の仲卸業者と産地との直接のやり取りが可能に

③民間業者も卸売市場が開設可能に

中央卸売市場は農林水産大臣から認可されれば民間業者でも開設可能に

④商物一致の廃止

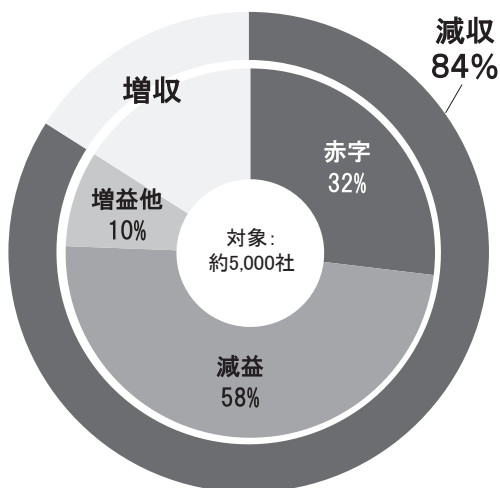
仲卸業者が仕入れた食材を、産地から飲食店・小売店へ直送することが可能に

この改正により卸売市場法が卸売業者や仲卸業者の取引の自由度を高める一方で、業者間の競争激化を招くことが予想される。

さらに追い打ちをかけるように新型コロナウイルスの影響により、飲食店が厳しい状況が続く中、彼らもまた苦境に立たされている。(図表3参照)

今号では、生鮮食品流通の最前線で今何が起きているのか、消費者の動向、卸売・小売業者やネット通販業者の取り組みにスポットを当てながら考察していきたい。

■図表3 食材卸事業者の対前年度業績



注) 2020年度10月期までの決算が判明した約5,000社が対象。
但し利益動向は減収企業のうち利益が判明した約1,400社が対象

出典: 帝国データバンク調査